

次に、議席12番、齊藤政一君。

質問の前に、齊藤政一君より資料配付の申し出がありましたので、これを許します。

これより資料を配付いたします。

〔資料配付〕

〔12番 齊藤政一君登壇〕

○12番（齊藤政一君） 改めて、おはようございます。きょうは区長会の篠塚勲緒さん区長会長初め女性学級会の大山さん傍聴ご苦労さまでございます。

質問に入ります前に、台風12号によりまして南紀地方ですか、和歌山、三重、奈良県を中心として百余名の行方不明、死者が出たということで、きょうは傍聴者あるいは会議の皆さんとともにご冥福とお見舞いを申し上げてから質問をさせていただきたいと思います。

それでは、議席番号12番、齊藤政一でございます。議長のお許しをいただきまして、さきに通告しておきました1、住民とともに進めるまちづくりについて、2、公共交通体系の確立について、3、学校教育について、以上3点について質問をしております。私は、6月定例会において第5次境町総合計画総論部分の工程管理について質問をしました。町長初めまちおこし推進室長から前向きな答弁をいただいておりますので、今定例会は各論部分を3点に絞り、将来境町が大きく躍進するためにもそれぞれの立場から誠意ある答弁を期待するものであります。

最初の質問は、境町総合計画第6章、住民と行政が結び合うまちづくり、第1節、住民とともに進めるまちづくり、（1）、コミュニティ活動や住民参加の施策と行政区設置規則及び充て職等役割との整合性について、（2）、自治組織運営上、その仕組みづくりと職員の地域担当制等関与の必要性についてであります。コミュニティ活動の推進と職員の地域担当制については、平成14年6月定例会、野村町長が誕生して最初の議会でありました。折しも10年前ですから、第3次総合計画から第4次総合計画に移行するちょうど同じ時期であり、全く同じ質問をしておりました。当時の会議録を朗読しますと、職員と地域住民とのコミュニティ推進は図れないかの質問の中で、10年前の私の質問であります。最近地域住民の行政離れは否定できません。我々議会に対しても、また役場職員に対しても視線の冷たさは拒めません。そこで、私は斬新な発想として、職員の士気の高揚、質の向上、フレックスタイムの応用等を求める中で、地域住民とのコミュニティ推進を目的に、境町事務分掌の別機構として、境町行政区を基準にした組織に職員を割り振った（仮称）境町職員の行政区班別大綱分掌等の機構確立に向けて検討してはいかがでしょうかと。野村町長が公約に掲げた対話と住民参加の町政実現に大きく前進できるものと考えますので、真剣に検討いただけることを要望いたします。

当時の町長答弁も朗読いたしますが、行政が余り地域に入り込むことが果たしていいののかも含めてこれからの検討課題にしたいという答弁で、10年後の今日を迎えておるのが現状であります。

当時の議事録を質問通告前夜しみじみ検証した中で、今回同じ質問をすることにいたしました。本

日は区長さん初め多くの傍聴者の方が見えておられます。皆様方の実践活動のご苦勞が将来の境町のまちづくりに連動できるよう、改めて皆さんとともに住民とともに進めるまちづくりについて質問をしてみたいです。

憲法第92条は、地方自治の本旨、いわゆる住民みずからが地域のことを考え、みずからの手で治める住民自治と、地域のことは地方公共団体が自主性、自律性を持って、国の干渉を受けることなく、みずからの判断と責任のもとに地域の实情に沿った行政を行っていくという団体自治との2つについて規定された全国各自治体がそれぞれ行政運営を行っているところでもあります。長引く景気低迷等により、現在国ではいわゆる三位一体の改革として、地方交付税と国庫補助金の削減、地方への税源移譲を打ち出しており、地方自治の運営がますます難しい時代となってきました。この財政難により行政サービスも限界の状態です。今後は財政難を乗り切る一つ的手段として、町民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携してまちづくりを行う協働の時代へと移行し、地域づくりに取り組んでいかなければなりません。

では、協働とは一体どのようなものなのでしょうか。一般的には、異なる立場や環境にある人、異なる考えを持った人たちが相互理解と信頼のもとに共通の目的に向かって活動し、今までにない新しいものをつくり上げていくこととされています。いわゆる行政運営の活性化であり、行政改革の現代版であります。協働の方法としては、まず町民と行政はまちづくりのパートナーであることをお互い認め合い、協力してまちづくりを推進する。そして、役割分担を明確化することです。

議長の許可を得まして、皆様のお手元に一般質問の資料として今後の協働のまちづくりイメージを配付させていただきました。ごらんいただければ幸いです。この資料でございますけれども、今後の協働のまちづくりイメージとして、従来の町民と行政の関係、これは町民と行政を両サイドに置きますと、要望とサービス提供がいわゆる行って来いというやり方でありました。今後は協働による町民と行政の関係というのは、町民と行政がもっと近寄って、あるいはダブって目標と課題の共有というものを相互協力にやっという、これは町だけでなく、住民の皆さんも理解をしてもらわなくてはならないと思っております。そうした協働の3原則、いわゆるこれはよくマスコミで言われます事業仕分けの鉄則でございますけれども、自分でできることは自分ですというのが自助であります。地域や団体は近隣住民のお互いの力を結集して助け合う、これが共助であります。自助、共助できない町全体にかかわることを行政が行う、これが公助ということになるわけでございます、こういったことを十分に住民の理解があつて事業仕分けあるいは行政改革をやっていくということが今後の行政運営の使命だと私は考えております。

第4次境町総合計画に掲げる住民とともに進めるまちづくりの内容はもちろん、町長の行政報告のほとんどが今後の協働に、今皆さんのお手元にある下の今後の協働による町民と行政の関係についてであります。

しかし、各行政区で一番中心となってお活躍されていると言われる区長さんの業務は一体どうでしょうか。各行政区から選出された区長さんには毎年4月中旬、区長会総会のときにこのような、これ区長さん、このような資料が渡されます。総会の儀式というか、担当者から説明があります。内容は、区長会会則について、区長職の各協議会委員等の充て職について、主な年間行事予定について、行政区設置規則等々であります。1つ例を挙げれば、行政区設置規則第5条、区長等は町行政施策の普及振興に協力し、町の公布、指示、通達事項を住民に周知せしめるとともに、要望事項の連絡調整を図り、住民の福祉増進に寄与するものとする規定してあります。文章は間違っておりません。しかし、皆さんのお手元の資料でわかるように、この区長さんの役割はいわゆる従来の、上の町と、町民と行政の関係であります。時代の推移とともに多様化している現実に対し、変化しなければならない組織体制に乗り遅れていないでしょうか。

あわせて町総合計画に掲げてある協働による町民と行政の関係こそ、町民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携してまちづくりを行うため、具体的には地域づくりの根幹をなす自治会組織の確立とその支援が10年前より一層必須となってきていると考えますが、いかがでしょうか。

しかし、現行の行政区組織を自治会組織に移行していく仕組みづくりも容易ではないことも現実です。それでも時代に合ったまちづくりに先送りは許せません。町民と行政が同じ立場で協働するまちづくりを推進するため、町職員が各自治体のまちづくりに参画し、活動を支援する自治会パートナーの導入が必要となってきます。このように自治体の支援方法として、職員の地域担当制は職員の士気の高揚という相乗効果も生み出します。町当局が住民の立場に立った住民目線での考え方の答弁をお聞きしたいと思います。

質問事項第2として、公共交通体系の確立について、路線バス、福祉タクシー等の実態とデマンドタクシー構想との整合性についてお尋ねいたします。これも平成20年3月発行境町総合計画後期版、公共交通現況と課題について記載のとおりそのまま朗読いたします。本町には鉄道駅がないため、公共交通機関としては路線バスに依存している状況です。現在古河駅、東武動物公園駅、川間駅方面に3路線運行されていますが、自家用車の利用が多く、バスの利用者は減少し、バス路線は減少される傾向にあります。バスは本町における唯一の公共交通で、通勤通学者、高齢者にとって欠くことのできない交通手段であることから、地域に密着した運行体制の充実が求められています。また、高齢者や障害者などの交通手段としての循環バスの廃止に伴い、今後の公共交通としてデマンド交通等の運行を検討する必要があります。基本方針として、将来の都市活動、住民の交通利用形態に対応した交通体系の確立を図るため、きめ細やかな公共交通のサービスの向上に努めますと記されています。この文章も試験問題であれば満点かもしれません。

しかし、今日の行政運営の中ではと問われると、時代に合致していないと言わざるを得ません。境町は船運時代からバス路線全盛時代までは本船町を起点に、下総地区における交通の一大拠点だった

ことは歴史上残っております。それだけに境町に交通の歴史を残していくためには、将来を見据えながら、時代に合わせた公共交通の課題に取り組んでいかなければなりません。野村町長の公約であるデマンドタクシーこそ公共交通の現代版であり、的を射ています。しかし、総合計画に記載された当面の目標だけだったり、スポット的に実施するだけでは効果は望めないと断言できます。

私は過去にも質問してまいりましたが、平成20年度から国交省が地域公共交通活性化・再生事業を取り組み始めました。今こそ境町は国交省直轄事業となる地域公共交通活性化・再生法の目的に合わせ、地域の多様な交通ニーズにこたえるために、既存バス路線、コミュニティバス、デマンドタクシー等の多様な事業に取り組める協議会を設置すべきだと考えます。国がアドバイスする協議会とは、市町村、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、PTAや福祉団体等利用者の代表者で構成されます。協議会参加者の協議結果を尊重した中で、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための総合連携計画が完成していきます。もちろん地域公共交通活性化・再生総合事業には、計画策定経費は定額、実証運行には50%の補助金支援があります。私は、これがパッケージで一括支援できる柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の住民が創意工夫した自主的な取り組みによって境町に公共交通の灯がいつまでも継続できるよう、町当局の英断ある答弁を期待しております。

最後の質問事項3、学校教育について、(1)、小中学校子供たちの勉強に挑む主体性の実態について、(2)、生徒指導の実態についてであります。冒頭、教育長初め学校現場の教職員の皆様には、子供たちのために必要ある場合は夏休み、休日はもちろん、昼夜に限らず学校教育に邁進されているご労苦には心より敬意を表する次第であります。学校教育法第21条では、義務教育の目標について、学校内外における社会的活動を促進し、自主自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことと定め、これら目標の成果を求め、学習指導要綱に沿って現場では各先生方が日夜奮闘していることは理解するところであります。

しかしながら、傍聴の皆様も、そして私も、素人的な見方かもしれませんが、二宮尊徳先生の銅像姿は極端としても、最近の子供たちが自主的に、主体的に勉強に向かっている態度、姿勢を見ることができないのは私だけではないと思います。8月の産経新聞オピニオン「話の肖像画」の中に、教育環境設定コンサルタント松永暢史先生が「14歳までは「遊べ！」」と題して次のように述べております。これだけ政治がでたらめなのに、なぜ若者たちは怒りの声を上げないのだろう。それは携帯いじって、草食系のままで、幼いころに遊んでいないからこうなると言っております。14歳くらいまでは、極端に言えば、本を読むことと作文、計算、特に暗算だけをやればいい、この時期に勉強よりも大事なのは、外に出て他の子供たちと群れ、こすれ合い、思う存分体を動かして遊ぶことだと言います。その中で子供たちにはいろんな経験をする。例えば、けがをしたり、いたづらをして大人に怒られたり、友達とけんかをしたり、失恋することもあるでしょう。こうした経験をどんどん積み重ねていく

うちに判断力，創造力が身につく，コミュニケーション能力も磨かれていくのです。こういう子供たちが14歳くらいから本格的に勉強を始めるとぐんぐん伸びると言います。勉強というのはやらされるものではなく，主体的にやるもので，読書を勧めるのも一方的に情報を受け取るだけのテレビとは違って，読書が主体的な勉強の始まりだそうです。幼いころから塾通いさせられている子供たちの多くにはその主体性がありません。だから，時間をかけている割には成果が上がらないし，目標の学校に入った途端に燃え尽きてしまうケースもあります。夏休みに幼い子を朝から晩まで塾へ行かせる時間があるのなら，キャンプへ行って自然に触れたり，昆虫を追っかけていたほうがよほど好奇心を育てたり主体性を獲得するのに役立つと記載してありました。

そこで，改めて当町の義務教育である14歳までの子供たちの勉強に挑む主体性の実態を伺います。

最後に，校内，校外を問わず，一部の生徒たちであるでしょうが，生活行動が好ましくないとの情報も聞きます。生徒指導の実態も可能な限り報告を伺って，60分という時間制限がありましたので，大変早口で聞きづらかったと思いますが，第1回の私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは，齊藤政一議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに，住民とともに進めるまちづくりにつきまして，コミュニティ活動や住民参加の施策と行政区設置規則及び充て職等役割との整合についてのご質問でございますが，まずコミュニティのかなめである行政区長さんの役割につきましては，境町行政区設置規則にて第1条，本町住民の行政連絡の円滑化を図り，もって町政の振興することを目的とする。第5条では，区長等は，町行政施策の普及振興に協力し，町の公布，指示，通達事項を住民に周知せしめるとともに，要望事項の連絡調整を図り，住民の福祉増進に寄与するものとございます。また，第4次境町総合計画では，まちづくりを進める上で，まずは行政の役割分担の見直しが必要です。これまで行政が主体となって行ってきたまちづくり手法には限界があり，地域住民がまちづくりをみずからの問題としてとらえ，その課題を解決する活動に参加する動きを広めていくとともに，行政の透明性の確保と住民と行政の信頼関係を築くことが重要でとつたててあります。まさに齊藤議員さんご指摘の行政と住民が協働してまちづくりを行う，それには行政区長さんの役割の明確化，あるいは地域住民がみずからの手によりみずからが住む地域をよくすること，そのシステムをしっかりと築き上げることで町全体の活性化につながるようになると思えます。このことにつきましては，本年度から策定を進める第5次境町総合計画に盛り込みながら十分検討を加えたいと考えておりますので，ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、自治組織運営上、その仕組みづくりと職員の地域担当制、関与の必要性についてでございますが、議員ご指摘のとおり、北海道稚内市では、自分たちのまちは自分たちの手でよりよいまちにしていくという考え方から、市民と行政が一体となったまちづくりを目指し、まちづくり委員会を組織、この委員会の発足に合わせて市職員による地域担当制もスタートし、住民がみずからの地域をどうすべきか真剣に話し合うとき、縦割り行政では十分な対応をすることができないため、委員会ごとに市職員が地域担当員として配置され、委員会の活動をサポートしている。この取り組みは市民と行政のパートナーシップを築くというねらいのほか、職員の意識改革を進める上での効果も期待しているようでございます。

市民活動によって職員は自助、互助、扶助といったありようを知り、対等な協力関係のあり方などを学んでいく。職員はこうした体験、交流を通して地域の実情や仕事の現場を見聞きし、肌で感じ、熟知することができる。住民からいろいろな話を聞き出し、かつ聞き取りをしてそれらを自治体へ持ち帰り、政策づくりに反映させる仕組みをつくるとあります。

まさに行政と市民との協働のまちづくりを推進するため、地域に出向き、支援を行う職員であります。この点につきましても、さきに答弁申し上げた自治会組織と同様、第5次境町総合計画に盛り込みながら十分に検討を加えたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

ただいま総務部長から前向きに、丁重な、やるという方向だと思っておりますけれども、答弁をいただきました。第5次総合計画に盛り込みながら十分検討を加えたいという答弁の中には、もちろん総務部長答えましたが、これは副町長、町長も決裁している町の答弁という形で受けとめさせていただきたいと思っております。その中で、第4次総合計画も10年間スパンがありました。そうした中での検証の中では、やったやらないということは議論しない中で、先般6月の定例会では、副町長から今後の総合計画は数値目標を立ててやっていくという答弁もっておりますから、今後は今のこの前段の自治会、自治組織と、それから職員の地域に一つの入っていくということも前向きな形でやっていただけないかというふうな受けとめて再質問させていただきたいと思っております。

余談になるのですが、私は今回この質問をすることにおいて、資料としては高崎経済大学の地域政策学会、信州安曇野の池田町や古河市、いろんなところを集めさせていただきました。それで、その中で地域住民自治組織、私も町のほうに参考資料として上げたと思っておりますが、これが高崎経済大学の吉田学長が指導教官で、論文作成者が伊藤孝史さんという方だったのです。私この方がどういう人なのかと思って追跡していきました。最終的に高崎市の職員だったそうです。昭和49年生まれですから現

在37歳，2004年3月の論文ですから，職員になって30歳そこそこの論文を，いわゆる自治有志会の事務局に今入ってやっているそうですけれども，本人と話をしました。そしたら，若々しい声なので年齢を聞いたら四十何年生まれの37歳，現在はと言いましたら，今は高崎市の職員で建築指導課で働いていますと。そういう中で，では私のほうが実は今忘れたというこの平成5年，これは昔はこういう議事録が，私平成5年にこういう形で質問した議事録の中に，当時も高崎市から私はこのマニュアルを送ってもらって境町がつくってもらった経緯があります。そして，高崎市の自治振興課にかけまして，佐藤さんという課長と話したのですが，本人が市の職員であり，論文はすばらしいけれども，現在は建築指導課ということですから，高崎市全体のことについては，では自治振興課でお聞きしますということで聞きましたら，平成17年，市民参加の手法で公募して，まちづくりの仕組みについて職員を含めて提言，現在に至っていると。そういう中で，地域づくり市民参加推進計画，高崎市の自治基本条例（仮称）についても5カ年計画で間もなく制定されようとしていると。たまたま平成5年のときに資料をもらった高崎市，いわゆる県の職員が最後総務部長でやめておられる，私の大学の友達でいるのですが，たまたまこれが今群馬八幡の区長をやっているということで，ぜひともまたそういう交流ができればということも申されました。

高崎市は非常に進んでいて，議会の皆さんも知っていると思うのですが，先般の，去年の3月定例会に，これは橋本議長のほうの紹介でやった牛山久仁彦さんの講演会は全くそういうことでやって現在進んでいると，そういうことでありますので，私は第5次総合計画に盛り込みながら十分検討を加えたいという答弁の中では，前向きに，これが町の発展，いわゆる協働のまちづくりになるのだということで，町長に十分理解をいただいた上で進めさせていただきたいと思えます。

きょうは区長会の代表区長さん，いろいろ役員さんも来ておられます。そうした中で，区長会の総会資料を先ほど読ませてもらいましたが，区長会の議題は予算と役員選出，それから主な年間行事等々で終わっております。そういった中で，8月1日の境町の世帯数が7,931世帯ということでありますが，その中で行政区加入世帯数は6,217世帯でありますと75%，そういう中で，今後協働のまちづくりにしても，行政区でない25%のこの人たちをどうするかということも問題になっておりますが，この行政区の未加入者の扱いについては，協働のまちづくりについてどのように考えておるのか，これは副市長か総務部長になるかと思うのですが，答弁お願いしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し，答弁を求めます。

副町長。

○副町長（齊藤 進君） 齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

班に入っていない方の，いわゆる未加入者の扱いについて町としてどうなのかというふうなことでございますが，はっきり申し上げまして，これは非常に困っておるのが実情でございます。これは，歴史上ずっと長い歴史がございまして，こういう言い方は失礼かもしれませんが，町の形態も

高度経済成長期もろもろ変わってまいりまして、いわゆるアパート等が結構町内のほうにできますと、その方が、いろんな目的があると思うのですが、多分ちょっとしか住まないよと、二、三年しか住まないという方については、なかなか班に対する加入というのが、実際強制ではございませんので、非常に難しいという時代もございました。町としては非常にそのころから対応なり対策はどのように進めていくのだと。結局基本的には班には入っていただいたほうが行政区としては、例えば消防費を集めるとか、あるいは日赤の、行政区で一括して出すというものについてもそのほうがいいのだというふうなことで、加入については勧めてきたわけでございますけれども、なかなかそういったことが進まない実態がございました。

町といたしましては、住民課に転入届けをしてまいりますので、そのときに細かい、例えばごみを出す日とか、そういったものについては今まで班を通してそういったことは周知してやってまいりましたので、あるいは子供の予防接種の問題とか、いわゆる身近なことについて、必要なものですから、極力班のほうに入っていただきたいというふうにお問い合わせもしてきたという経緯もございます。あるいは大口の、大家さんでございますけれども、大家さんに関してもそのようなお問い合わせしてきたというふうな経緯はございますが、ただ実態として非常にその辺の考え方が、非常に若い人の考え方が、班に入ると今度は面倒だと、いわゆる冠婚葬祭等は非常におつき合いは嫌だという方もいらっしゃるし、あるいは外国人の方々やが団地で結構町内のアパートなんかにも入っている、そういったことから、非常にその辺の班への加入の促進というのがなかなかいろんな時代の推移とともに進んでこないというふうなことがございました。

いずれにしても、その後対応といたしましては、公共機関に広報紙を置くとか、そういったことは行ってはきておりますが、やはりこれも限界等がございますので、極力町としては広報紙あるいは防災無線等で周知をしているわけでございますが、今後また、今町のホームページとか、今後出てきますけれども、携帯電話による周知とか、そういったもろもろあるわけでございますが、いずれにしても原則的には班に入っていただいて、一緒に地域の課題もございますので、そういったことにつきまして進めていただきたいというふうなことでございます。先ほど議員さんおっしゃられておりますように、協力、協働のまちづくりは、まずやはり自治の組織といったものがしっかりしているというのが大きな前提条件であろうというふうに考えておりますので、今後町としても何らかの形で班への加入の促進というものを進めていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 副町長から現状をそのまま答弁をいただきましたが、これは役場の本庁舎の

考え方と、それから入らない住民の方の行ったり来たりの関係で、各行政区の区長が大変困っていることは実情であります。先ほど私がやった資料のこの未加入者というのは、まさにこの上の従来の町民と行政の関係でありますから、これを今後の総合計画の中で、まちづくり基本条例なんかをつくった中で協働でやっていくと、そういう形になれば一番いいと思っております。

それで、これは答弁はいいのですけれども、今はデスクの答えだからそうかなと聞いていますけれども、では実際に今、区長さんも後ろにおられます。今日赤、あるいは日赤の社費、社会福祉協議会、共同募金、また町民の会等々を各区長さんに集めてもらって、これは決算委員会で細かいことに聞かせてもらいますけれども、これがどういう数字でなっているかという、募金のほうが5件ありまして、全部の行政区で1,271万7,000円であります。交通災害共済のほうはまた別枠、県民共済は別枠ですから、これが1,106万900円を行政区の区長さんを通じて上げてもらっていると。この行政区というのは、加入者の95%、やや努力して集まってもらっています。しかし、これを平均すると、この5件という県民共済を望まない額が2,000円だとしますね。2,000円で、これを今75%ですから、25%はそれを差し引くと約1,700戸強になるのです。1,700戸で2,000円ということは、年間340万が本来きちっと当たり前に行っている人たちは集めているのに、それが、ではこれはしようがないよと、原則は原則だという形で今のままの状態で行くと、結果的にこの人たちはこういったものを任意でどこに持っているかと確認はしていませんけれども、やはりこれは行政のやり方で不平等ではないかと思しますので、この辺の実態も十分に理解してもらった上で、これはそれをわかってもらえればどうするかというのはこれからのことでもありますから、ただ私は議員の皆さんも、あるいは傍聴者の方もこれはおかしいと、必ずこれは思うと思うのです。やっぱりこれに対する何が必要かということは、このまちづくりの仕組みそのものを現代版に変えていかななくてはならないと、こういうことだと思いますので、この点を強く要望しまして、とにかく前に進んで行っていただきたいということで、第1の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 公共交通体系の確立についてのご質問、路線バス、福祉タクシー等の実態とデマンドタクシー構想との整合性についてのご質問にお答え申し上げます。

境町民の足となる公共交通につきましては、まず朝日自動車によるJR古河駅方面、東武動物公園駅、川間駅の3方向に運行されておりますが、特に古河駅方面の路線につきましては、乗降客の減少に伴い大幅な赤字が計上され、境町と古河市により運行維持補助金を支出しておりますが、平成15年度につきましては、境町補助が134万円であったものが、乗降客の減少に伴い、平成21年度には192万

円、運送人員につきましても、平成15年度には年間7万5,000人であったものが平成21年度には6万人と減少しており、これからの運行は非常に厳しい状況にあります。福祉タクシーにつきましても、平成17年、医療機関への通院もしくは機能回復訓練機関への通所のために利用したタクシー料金の一部を助成することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として運行が開始され、利用状況につきましても、毎年30人から40人の皆様方が利用しており、年々利用者が多くなる傾向にあります。さらに、新たなデマンドタクシーにつきましても、利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所での要望、デマンドにこたえる新たな公共交通システムとして、第4次境町総合計画にて位置づけされているところでございます。

これら公共交通の今後のあり方につきましては、議員ご質問の地域公共交通活性化・再生総合事業による支援制度などを参考として、路線バスや福祉タクシーの現状における課題や問題点等を整理し、今後の公共交通をより一層充実させるための施策として十分検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） これもいわゆる今後前向きに検討していく、この気持ちはわかるのですけれども、やはり今の答弁の中では、実績報告はされていますけれども、この10年間あるいは5年間で、変化はあったのですけれども、それに対する対応というものは全くなくて検討するということであると、また同じ繰り返しかなということのないように、ちょっと私からもう一回答弁についての分析しながら、最後に本当にやるかやらないかという答弁をいただければと思います。

朝日自動車は平成21年度に補助金192万、利用者6万人と今ありました。しかし、先般の我々の決算委員会の勉強会では、22年度が257万円で、ですから6万人を切っていると。今度は境西高がなくなってきていますから、さらに切れているということで、少なくなってくるということは補助金がふえていくという、こういうことになると思うのです。なっていった場合に、また福祉タクシーのほうは毎年30人から40人で、1カ月3人程度ということだから、これは逆にふやさなければ意味がないという感じがします。補助金はやっぱり行政サービスの限度額というのがあると思うのです。だから、今のこの257万がいいのか、あるいは今後西高がなくなった本年度あたりが300万、400万になったときに、それでいいのかという。それでだめだというときには、バスがなくなってもいいということになるわけですから、この辺が一番今国が心配している公共交通の再生事業というのはまさに今行政が悩んでいること、どこまで限度なのだと。どこまで、ではなくなってもいいのかということになったら、これは困るでしょうということで、公共交通の再生事業を考えている。

ちなみに、例を挙げますと、補助金を拒否すれば古河駅間までのバスは難しくなってくると思う。なぜならば、古河市のほうは、今度総和と古河一緒になりましたから、実際に金出しているの向こう

のほうが多いのです。古河のほうはもう自衛隊の下辺見周辺まではJRが走っているのでそんなに影響はないと。境だけなのです。境もそれだけならばやめてもいいのではないかと、こういうことになると思う。でも、境は動物公園が残っていますよと、でも動物公園も、企画広聴担当は知っていると思いますけれども、今までは野田まで走っていたやつが川間で折れたと。川間で折れたということは、車庫があるから川間まで行っているだけであって、ここで古河がなくなれば茨城に置く必要がなくなったから、例の宝珠花のところへ持っていきますよということになったら、境町は全くバスがなくなってしまいます。こういうことも含めた上で、私はそれだから国のほうがどっちを選べというのでなくて、利用者も、あるいは町も、そして業者も入れた中でそうした協議会を確立してやってくださいと、そうした協議会にかかった金は、定額かかっただけ国が出しますよということでありますから、私は町長が公約で申しましたデマンド交通というものをいろんな形で組みかえていく。今の低学年のバス輸送、あるいは今私立高校は別としても、公立高校もだんだん個人負担が多くなってきている。だから、そういうものの含めた上での公共交通が境町に合っているものは何かというものをまず町自体がそれを把握しなかったら、総合計画に出しただけでは、職員の皆さんしょっちゅうかわっているのだから、これできっこないので、その辺でまとめとして、やっぱりそうした公共交通としての境町のあるべき姿を整理した上で、町長の公約のデマンド交通もやっていく云々ということをきちっと答弁もらいたいと思いますので、町長になるか、副町長になるか、それはお任せします。よろしくお願いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 齊藤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

デマンド交通、先ほど来言われていますように、私のマニフェストの公約の一つで、4年間で実施するというので進めております。実はこの約1年半ですか、できることはもう既に、中学校までの医療費の無料化とか、第3子の補助とか、あるいは予防接種の補助とかというのは全部実現をさせてきたつもりでありまして、圏央道近辺の開発とこのデマンド交通だけが実は残っているマニフェストの課題であります。今回第5次計画でよく検討しなさいということを入れてありますけれども、これらについては実は意外といろんなところで話をするのです。デマンド交通でこういうシステムをやりたいのですけれども、皆さんどうでしょうかという話をするのですが、反応が少ないのです。例えば、老人クラブ連合会なんかでも話しても、1人ぐらいはそれはいいなと言うけれども、みんなはそれはぜひやってくれという意見ではないのです、実を言いますと。ですから、もう一度住民の意見を聞いていく必要があるかなと今私は感じているのです。

それと、古河・東武動物公園線、これは本当に古河については補助金が毎年ふえています。古河としては、正直言って議員さんおっしゃるとおり、これ以上ふえたらうちのほうはもういいよと言われるのではないかなというふうに私も心配しています。でも、古河駅と東武動物公園駅というのは境町

から行ける最短の駅でありますから、私はこれはどんなことがあっても廃止はしてはいけないと思っています。補助制度でやるべきか、あるいは町単独で出すようでも続けるべきであろうと、私はそう思っています。それらを考慮しながら、デマンド交通等についても今後の施策の中で、議員さんの意見を十分聞きながらやってまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 今町長の答弁聞かせていただきまして、確かに今の形で限度だと思うのです。もうこれ以上いったら民間はいいのだけれども、補助金は出せなくなる限度になると思うのです。その中でやっぱり境町としては、どちらかという、動物公園よりは古河というのが一つの生活路線であったと思いますし、動物公園もそれにあわせてということでもありますから、これを残しておく。デマンドタクシー実はいろいろ検討しているのだということはわかりますが、それでもそうした今のバス路線とデマンドの構想をミックスしたのがいわゆる公共交通の再生事業でありますので、町長の指示で副町長あるいは担当者が県のほうとキャッチボールしていることも十分聞かせてもらっています。そういった中では、やっぱり境町であるべきその公共交通の姿というものをまず町がこういうものだというのをいろんなアンケートもとりながら整理していただいて、やっぱり前向きに持ってもらうということ、これは答弁は結構ですから、要望しておきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（橋本正裕君） これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 小中学校の子供たちの勉強に挑む主体性の実態はについてお答えします。

この主体性とは、自分の意思、判断で行動しようとする態度であると思えます。まさに子供の主体性の育成は学校教育目標における大きな柱の一つであります。

さて、本町の小中学生の勉強に挑む主体性の実態について、教育委員会としての考えを申し上げます。結論から言うと、本町の小中学校の子供たちはおおむね学校でも家庭でも主体的に勉強に取り組んでいると言えます。その根拠は3つであります。1つは、昨年度に行った全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果からそれが読み取れるからです。本年度は東日本大震災のため、急遽実施が中止になりました。この調査では学力テストだけでなく、学習意欲、学習方法、生活面についての質問紙調査を行いました。その結果を見ると、勉強に対する主体性に関係するほとんどの質問で、本町の子供たちの回答結果は全国平均や県平均を上回っております。例えば、家で自分で計画を立てて勉強を

していますかという問いでは、どちらかと言えばしているという回答を求めると、本町が69.0%であるのに対し、全国が58.3%と10ポイント上回っています。中学生の結果についても、結果が全国より11ポイント上回っています。また、家庭学習に関する他の質問についても同様の傾向が認められます。

また、授業についての質問でも、国語の勉強は好きですかという質問に対して、本町の小学生が78.0%であるに対して、全国は62.1%と16ポイント上回っています。中学生では、全国平均よりも11ポイント上回っております。やはり授業に関する他の質問においても同様の傾向が認められます。

これらの結果から、本町の子供たちが勉強に主体的に取り組もうとする意識は全国や県よりも高いということを読み取ることができます。

2つ目は、各学校長に対する質問調査の結果からです。全国学力・学習状況調査では、各学校長に対しても子供たちの学習意欲について質問調査を行っています。本町の校長は、児童生徒は熱意を持って勉強していますかという質問に対して、7人中6人の校長がおおむね熱心に勉強していると答えています。

3つ目の根拠は、教育委員会が行った学校訪問の際に拝見した子供たちの様子からです。教育委員会では7月までに町内すべての小中学校を訪問して、全学級の授業を見てまいりましたが、すべての学校で子供たちが一生懸命授業に取り組んでいたことをご報告いたします。

以上3つの根拠により、本町の小中学校の子供たちはおおむね主体的に勉強に取り組んでいると言えます。本町ではすべての小中学校がよりよい授業を目指した研究に日々取り組んでいます。言うまでもなく、先生方の日々の努力があるからこそ魅力ある授業が実現するわけです。今後教育委員会としては、学校の頑張りをさらに全面的に支援することで子供たちの勉強に対する主体性を高めていく考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、本町における生徒指導の実態についてお答えします。このことにつきましては、学校や教育委員会ではさまざまな対策に取り組んでまいりました。学校は学校長の指示のもと、教頭、教務主任、生徒指導主事、第3学年主任、担任らが問題生徒や保護者と直接かわり、子供たちや保護者と話し合うための努力を継続しています。学校では彼らを排除するのではなく、むしろ根気強く話し合うことで少しでも彼らの心を救おうとする立場で対応しています。

さらに、学校ではこの夏休みの間も担任が定期的に家庭訪問して、生徒や保護者と話し合う機会を設けています。ちなみに、関係生徒との対応で効果的だったのは、生徒と担任が給食を食べながら話し合う時間を設けたことだと聞いております。

〔「議長、よくわかりました。再質問になりますので、時間が」と
言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 時間が40分で、教育長に大変途中で申しわけなかったのですが、一応きちっと締めておきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

今主体性も大丈夫だと、それから指導のほうもぼつちりやっていると、そういうことでありましたが、それでは後のほうのことを質問させていただきますが、境町立学校児童または生徒の問題行動に対する出席停止の手続に関する規則というのがあると思います。これの第2条に掲げる出席停止の要件に該当する行為、実態の有無と、具体的に出席停止の実行行為というものはここ3年間ぐらいでどういう数字であらわれているのですか、お答え願います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○12番（齊藤政一君） 数字だけで結構です。

○教育長（佐怒賀政守君） 出席停止というのは、問題行動を起こした子を罰するというのではなくののです。

○12番（齊藤政一君） わかっていますから、数字だけ。

○教育長（佐怒賀政守君） 今まででも出席停止をした児童は一人もおりません。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

齊藤政一君。

○12番（齊藤政一君） 要望だけにしておきます。

今規則があるというのは何らかの、だから罰するとかそういうのではなくて、やはりそういうことを、規則をやることによって立ち直されるということでありますから、私はこの中に数字はあってよいという考え持っています。ただ、今教育長が答弁してもらいました、確かに学校サイド、学校、子供たち、あるいは教育委員会の中ではこれで指導要綱に基づいてきちりやっているとありますが、ただ事例から言えば、一つの家庭の中で、小学校の低学年まではおばちゃんと一緒に何でも学校の話もして、おばちゃんにくっついていきましたよと。ところが、だんだん、だんだん部活だとか、あるいは塾なんか来ますと、おばちゃんから離れていく、年寄りから離れていく。そういったことはその主体的という学校教育の生活指導の中であれば、年寄りをいたわるだとか、あるいは年寄りへの感謝という気持ちがあって、やっぱり家庭にいる間はだれがそれを教育するのだといっても、これは学校だとか、保護者だとか、家庭しかない中では、私は学校であっては確かに指導要領に基づいてしっかりやってもらっていることはわかります。でも、そうした各家庭の中で実際は途中から核家族化されていく現状と、これは学校だけ、だから私は町も含めて、町の行政と一緒にまちづくりの中で、先ほど言った行政と住民というのを学校と地域という形を並べた中でのそうしたキャッチボールをしていかないと、一番みじめなのは子供ですよと、やっぱり子供たちが主体的に親孝行もするのですよ、年寄り孝行もするのですよということの教育をするためには、今の中では片ちんばですよと。

それから、実際にこの間窓ガラスが割られた話もありましたけれども、学校が若干荒れていることも事実なのです。そういった中では、そうした罰則するのではないのですよということであれば、形として一中はそんな間違いはないということをきちっとやっていくふうにやってもらいたい。だから、そのためには我々も協力するのです。そういったものを、なるべくそうした臭いものにはふたをするということであつたら、これはできないと思うのです。ですから、教育長の気持ちはわかりますけれども、でもやっぱりみんなと一緒にやって明るい学校、明るい教育の現場をつくっていこうという形には議会も協力していきますので、ひとつこれからも忌憚ない意見交換をさせていただいて、前向きにやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正裕君）　これで齊藤政一君の一般質問を終わります。